

議案第54号

市道路線の廃止について（市道A138号線）

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、市道路線を下記のとおり廃止する。

記

路線名	起 点	終 点	重要な経過地
A138号線	鍵山二丁目 1043-13	鍵山二丁目 772-2	

令和4年8月30日提出

入間市長 杉 島 理一郎

提 案 理 由

事業主である有限会社諸井工務店が、都市計画法に基づき築造した道路の帰属に伴い、路線延長する形での認定区域の見直しが必要になったことから廃止したいので、この案を提出するものである。